

令和 4 年 4 月 4 日

加盟団体代表者 各位

山形県空手道連盟  
会 長 工藤 清  
理 事 長 遠藤 隆夫  
同 資格審査委員会  
委 員 長 石川 寿広(公印略)

### 令和 4 年度春季公認段位及び 1 級位審査会のご案内

早春の候、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は本連盟の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件、下記のとおり審査会を開催いたします。本年度の審査会は昨年度と同じく、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から審査内容の一部を緩和しての開催となります。つきましては、各団体の受審希望者へのご案内について、よろしくお願い申し上げます。

なお、審査会は本連盟の感染拡大防止ガイドラインに準じて開催いたしますので、予めガイドラインのご確認をお願い致します。

#### 記

1. 日 時 令和 4 年 5 月 22 日（日）午前 9 時 30 分（9 時～受付）

2. 会 場 山形県武道館 剣道場

住所 山形市霞城町 1-2 電話（023）644－5656

#### 3. 対象段位及び級位

- （1）少年 1 級位（10 級位まで）から少年 2 段位までの審査、  
一般公認初段位から一般公認 3 段位までの審査を行う。
- （2）少年の部及び一般級位・段位の審査申し込みは、受審する級位・段位を申込書に記入のこと。受審する級位に技量が満たない場合は、審査員が認めた級位になることがある。
- （3）段位の跳び段は認めない。また、少年部初段から一般部初段に移行した場合に、併せて 2 段位・3 段位を受審することは出来ない。

**※各段位取得後 1 年の経過を要する。ただし、1 級位取得後の年度内に初段位受審は可能。**

- （4）平成 27 年度より、初段位直接受審及び初段位移行受審の申込みの際、**1 級位証書の写し**の添付が必要です。
- （5）**満 15 歳以上で義務教育修了者は、少年段位ではなく一般段位を受審。**
- （6）全空連会員登録者であること。会員未登録の方は受け付けません。

#### 4. 審査内容

##### (1) 直接受審の場合

- ① 1 級位から初段位の審査については、所属道場からの推薦とし、実技審査は免除する。
- ② 2 段位、3 段位の審査については、全空連指定形（第 1 指定形又は第 2 指定形）の中から一つと、得意形一つを合わせて二つの形を選択すること。ただし、ピンアン（又は平安）初段～五段、撃砕第一及び、第二、並びにナイハンチ（又は鉄騎）初段～参段は除く。  
自由組手の実技審査は免除する。

##### (2) 移行受審の場合

- ① 全空連会員登録者であること→会員未登録の方は受け付けません。
- ② 流会派の段位保持者で、全空連段位を希望する者。
- ③ 全空連少年段保持者で、全空連一般段に移行を希望する者。

#### 5. 申込み手続き

##### (1) 申 請 書

申請書は県連ホームページよりダウンロードのこと。ただし、移行希望者は流会派の段位証書の写し、全空連少年段位から一般段位の移行者は少年段位証書の写し（A4 版に縮小）を添付のこと。

(2) 受 審 料      段 位    8,000 円      級 位    4,500 円

(3) 登 録 料    ①初段位 10,000 円、弐段位 11,000 円、参段位 12,000 円  
                  ②少年初段位 7,000 円、少年弐段位 8,000 円

※受審料の送金については、移行者の場合は登録料も併せて送金のこと。

《送金先》送金口座    ゆうちょ銀行口座  
                  口座名義    山形県空手道連盟資格審査部  
                  口座番号    02290-3-120913

締切日    令和 4 年 4 月 24 日（日）

**5 月 9 日（月）に変更**

必着のこと（団体名で振込み下さい）

申込先（申込書類一式を郵送下さい）

〒990-0401    東村山郡中山町長崎 843-3-104  
山形県空手道連盟資格審査委員会  
事務長    齋藤    聡    携帯    080-3443-4384

##### (4) その他

審査会場には、審査員、受審者、係員以外の方は入場を禁止します。

## 6. 新型コロナウイルス感染症対策について

「山形県空手道連盟 感染拡大防止ガイドライン」に沿って審査会を開催しますので、ご協力お願い致します。

(1) 当日、以下の状態に該当する場合は参加を見合わせて下さい。

- ①発熱、咳、咽頭痛などの症状がある場合
- ②同居家族や身近な知人に感染が疑われている場合
- ③過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

(2) 審査会場での感染予防を周知徹底して下さい。

- ①マスクの着用（実技審査時は除く）
- ②手洗い、手指消毒の徹底
- ③ソーシャルディスタンスの確保
- ④大きな声で会話をしないこと
- ⑤感染防止のために主催者が取り決めた措置の厳守、指示に従うこと

(3) その他

- ①受付時に連絡先等確認用紙（全空連主催用）を提出すること
- ②審査会后、2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、審査会主催者に対し速やかに報告すること

以 上